

人財紹介に関する基本契約書

求人企業の_____（以下「甲」とする）と株式会社フィギュア
ネット 異文化コミュニケーション研究所®事業部（以下、「乙」とする）は、甲が採用する人財
（以下、「人財」とする）の紹介に関し、次の通り契約を締結する。なお、甲と乙は、人種、肌の
色、宗教、性別、出身国、年齢、障害の有無、所属政治団体、既婚未婚の別、性的指向によらず、
採用の機会均等を明言するものとする。

第1条（目的）

甲は、乙に対し、甲の必要とする人財に係る紹介を依頼し、乙はこの依頼に応じて必要な人財を紹介する。

2. 甲は、乙が保有する求職者情報から、自ら選考の上適当と認めた人財に係る詳細情報の提供
を乙に依頼し、乙はこの依頼に応じて当該情報を提供する。

第2条（労働条件の明示）

甲は、前条の紹介を依頼するに当たり、「（別紙1）求人票」及びその依頼する人財に係る労働条件（職業安定法第5条の3第2項に定める事項を含む）を記入した「（別紙2）労働条件明示書」並びに、甲の企業内容がわかる会社案内（英文があれば英文も）等の資料を乙に提出する。

第3条（人財の紹介）

乙は、前条の労働条件及び甲が当該労働条件として明示した職務要件（以下、「求人条件」とする）に基づき、甲の要望に合致すると認められる人財が得られた場合、当該人財に前条の労働条件を書面により当該人財に明示し、相談支援を実施した上で甲に紹介する。ただし、当該人財が希望する場合は、これを電子メールにより明示することができる。

第4条（選考・採用）

甲は、乙が前条により紹介した人財について、自ら選考の上、適当と認めた場合には、あらかじめ乙に示した求人条件等に基づき採用を決定する。この場合、乙は甲に必要な助言を行なう等、選考・採用が円滑に行なわれるよう支援を行なう。尚、就労ビザの取得手続きは入国管理局に申請者本人または行政書士（代理人）が行うため、乙の責任範囲外となります。

第5条（労働条件明示書の交付）

甲は、前条により採用を決定した人財（以下、「丙」とする）と雇用契約を締結するに当たっては、あらかじめ「（別紙2）労働条件明示書」を記入し、丙に明示・交付するものとする。ただし、甲が独自に作成した書式がある場合には、それを用いてもよい。

第6条（紹介手数料）

甲は、丙が甲に入社するに至った場合、次のとおり人財紹介に係る手数料を、次条により通知を受けた乙の取引先銀行口座に振り込むことにより乙に支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

- | | |
|-----------|---|
| （１） 紹介手数料 | 想定年収の 30%相当額及び消費税相当額
（なお別契約にて手数料を決めた場合には、それに準ずる） |
| （２） 支払日 | 丙が甲に入社した日の属する月の翌月末 |

2.前項の想定年収は、下記の計算方法を適用するものとする。

〔想定年収〕＝〔月例賃金〕×12ヶ月 ＋（賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数）

〔月例賃金〕＝基本給＋役職手当＋職務手当＋住宅・家族手当＋〔その他手当〕

〔その他手当〕：通勤手当、時間外・休日・深夜労働手当は含まない

3.乙は、丙を海外から日本に呼び寄せる場合、必要経費(実費)を紹介手数料とは別に甲に請求するものとする。

第7条（紹介手数料に係る請求書等）

乙は、前条に基づき、甲に対して紹介手数料に係る請求書を交付するとともに、乙の指定する振込先銀行口座を甲に通知する。

第8条（短期退職時の紹介手数料の取扱い）

本契約に基づき甲が採用した丙が、自己の意思により、又は就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、乙は、甲から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を甲に払い戻すこととする。

- ・1ヶ月未満で退職した場合 100%に相当する額
- ・3ヶ月未満で退職した場合 50%に相当する額

2. 丙が、専ら甲の都合により短期退職をすることとなった場合は、紹介手数料の払い戻しは行わないものとする。

第9条（個人情報保護及び秘密保持）

甲及び乙は、本契約の遂行に関して得られた甲に関する情報及び乙が紹介した人財（採用に至らなかった者を含む。）の個人情報を漏洩させないように万全の措置を講ずるとともに、これらの情報を正当な理由なく第三者に提供すること及び目的外使用をすることを禁止する。

2. 甲は、乙の紹介した人財を採用しないと決定したときは、乙から開示又は提供された当該人財の個人情報を、複製物を含め、直ちに乙に返還又は乙の求めに応じ廃棄しなければならない。

3.より良い人財確保のため、甲の社名を乙のWEBサイト等で紹介することがある。

第10条（反社会的勢力との取引排除）

甲及び乙は、本契約の締結日において、自ら（その役員及び従業員を含む）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、それらの関係者、その他、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する団体または個人ではないことを確約する。

第11条（有効期間及び有効期間満了後の秘密保持等）

Rev.20200508

本契約の有効期間は、契約締結の日から一年間とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲・乙のいずれからも契約終了の意思表示がなされない場合は、本契約は引き続き一年間更新されたものとし、以後も同様とする。

2. 第9条に定める個人情報保護及び秘密保持義務については、甲・乙ともに前項の有効期間満了後も遵守するものとする。

第12条（信義則）

本契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲・乙ともに誠意をもって協議し、決定する。

2. 前項の協議により解決できず、裁判により解決をはかる場合は、訴額に応じて東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意所轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、双方記名捺印のうえ各自1通を保有するものとする。

西暦 年 月 日

甲： 所在地

商 号

ご担当者

印

乙： 横浜市神奈川区青木町3-15 SSビル201

株式会社フィギュアネット

代表取締役 島崎ふみひこ

印